

新型コロナウイルス感染症拡大阻止について、新しい動きをお伝えします。

国は、緊急事態宣言を5月31日まで延長することにしました。

ただ三重県は、鈴木知事から特定地域ではないために緊急事態措置を緩和するという話がありました。飲食業においては時短営業を少し緩和する、また、特定施設においても緩和するという話でした。特に強調されたのが、県境をまたぐ移動について、しっかりと気をつけるようにというお話でした。

しかし、この県境をまたぐということについては、伊賀地域では少し他地域とは状況が異なっています。伊賀は三重県ですが、隣に位置する南山城村・笠置町は京都府ですし、山添村は奈良県になります。こうした地域は、昔から伊賀と同じ生活圏、文化圏、経済圏で生活しているため、伊賀・山城南・東大和定住自立圏協定を締結しています。

これらの地域の皆さんは、他府県ナンバーの車で日常的に通勤、通学、買い物、医療といったことで伊賀にお越しいただいています。この緊急事態宣言の中にあっても、必要なことがあって来ていただいているわけです。そうした方々に心配なく来ていただくということで、定住自立圏をデザインした圏域証を作成しました。

京都府南山城村・笠置町の皆さん、それから奈良県山添村の皆さんが伊賀に仕事や買い物、その他さまざまな用事で来ていただく時に、この圏域証を車のダッシュボードなどの見えるところに置いていただく。そうすることで、安心してお越しいただけるのではないかと思います。市民の皆様も、この圏域証の趣旨をどうぞご理解いただきたいと思います。

いずれにしましても、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」のいわゆる3密を避けていただくということが一番大事になってきますので、しっかり守っていただきたいと思います。

なお、現在、市対策本部の方針として、公共施設の貸出停止やイベントの中止・延期について5月31日（日）までとしています。状況に変化があった時には変更することもあるということを示し添えます。

市独自でできること、市民の皆さん・地域にできること、事業者の皆さんにできることなど、しっかりと一体となって考えていきたい、実施していきたいと考えています。もうしばらく、みんなで頑張りましょう。

令和2年5月7日

伊賀市長 岡本 栄